

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

ご注意ください！

この競売事件は、
広島地裁本庁で取扱っています。

入札その他の手続きの際には、必ず、
広島地方裁判所本庁の事件番号（「期間
入札の公告」に記載してある事件番号）
で行ってください。

なお、入札手続等は、広島地方裁判所
本庁の執行官が取り扱います。入札書を
誤って呉支部又は三次支部に提出すると
無効になりますのでご注意ください。

★お問い合わせ先★

○ファイルについてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁民事第4部不動産執行係

TEL（082）502－1392

○入札手続についてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁執行官室

TEL（082）228－0421（代表）

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 4 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 新 谷 志 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 8 月 26 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 9 月 18 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 2 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	16,158,000 12,926,400	一括	3,240,000	144,999	36,422
1	3,497,000				
2	12,661,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 呉市吉浦本町一丁目 |
| | 地 番 | 59番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 203.53平方メートル |
| 2 | 所 在 | 呉市吉浦本町一丁目59番地1 |
| | 家屋 番号 | 59番1の1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 70.64平方メートル
2階 54.49平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月23日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 新 谷 志 保

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 呉市吉浦本町一丁目 |
| | 地 番 | 59番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 203.53平方メートル |
| 2 | 所 在 | 呉市吉浦本町一丁目59番地1 |
| | 家屋 番号 | 59番1の1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 70.64平方メートル
2階 54.49平方メートル |



令和 6 年(ケ)第 1 4 8 号
令和 6 年1 2月2 4日受理
令和 7 年 4月11日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 世 良 教 生

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 呉市吉浦本町一丁目 |
| | 地 番 | 59番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 203.53平方メートル |
| 2 | 所 在 | 呉市吉浦本町一丁目59番地1 |
| | 家屋 番号 | 59番1の1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 70.64平方メートル
2階 54.49平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	広島県呉市吉浦本町一丁目9番1号	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（A） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	本件土地は、その南側及び東側が道路（南側接面道路は呉市道。東側接面道路は広島県道）に接面している（52番1の土地は呉市所有名義の公衆用道路）。	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（A） 上記の者が本建物を 住居 として、使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■ A (所有者)	1 本件建物には、私と私の家族が居住しており、第三者に貸したりはしていません。 本件建物の郵便受けに、私が代表者となっている会社の名前を記載していますが、この会社は、本件建物を登記簿上の住所としており、本件建物内の特定の部屋をこの会社が使っているということはありません。 本件土地の東側の道路（県道）側にある駐車場の一部に近所の人に無償で自動車を置かせてあげています。 2 本件建物について、子供が壁に落書きをしたりしていますが、これ以外に雨漏り等はなく、修繕が必要な箇所はありません。 3 本件土地の範囲について、近隣土地所有者との間で争いはありません。

執行官の意見
■ 1 本件土地、本件建物の状況は、別紙建物図面、建物間取図（見取図）及び添付写真等のとおりであり、本件建物内の状況から、同建物には関係人の陳述に沿った占有が認められた。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 1 2 月 2 6 日 () 11 : 00 - 11 : 05	呉市役所	建物課税関係調査
6 年 1 2 月 2 6 日 () 11 : 10 - 11 : 25	広島法務局呉支局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
6 年 1 2 月 2 6 日 () 11 : 45 - 12 : 05	物件所在地	A の妻と面談。占有関係調査、形状調査、写真 撮影
6 年 1 2 月 2 6 日 () 16 : 15 - 16 : 20	広島法務局	商業登記事項証明書交付申請
7 年 3 月 6 日 () 15 : 10 - 15 : 15	当庁	A から架電。占有関係等調査、調査日時調整
7 年 3 月 2 1 日 () 11 : 30 - 11 : 32	当庁	A に架電。調査日時調整
7 年 4 月 1 日 () 12 : 15 - 12 : 17	当庁	A に架電。調査日時調整
7 年 4 月 1 0 日 () 9 : 45 - 10 : 05	物件所在地	A と面談。占有関係・間取等調査、写真撮影 (評 価人同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入 った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



吉浦本町 2丁目

請求部	所在	呉市吉浦本町一丁目				地番	59番1			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を説明した書面である。

令和6年12月26日
広島法務局呉支局
登記官

請求番号: 14-1
(1/1)

(5 枚目)

公用

登記年月日：令和2年4月9日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年12月26日 広島法務局民安局

縮小 (A3→A4)

地積測量図

土地所在図
地積測量図

地番	59-1、59-23
土地の所在	呉市吉浦本町1丁目

座標求積表

地番	(A) 59-1	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
境界点	境界線	-193053.651	33216.328	117253.637840	8.589
401	新設金属標	-193061.187	33212.208	-624289.873776	23.482
402	既設金属標	-193072.448	33232.814	-117311.833420	8.773
SB304	既設金属標	-193064.717	33236.960	624755.137120	23.412
SB305	既設金属標			407.067764	
			符号積	203.5338920	
			地積	203.53	m ²

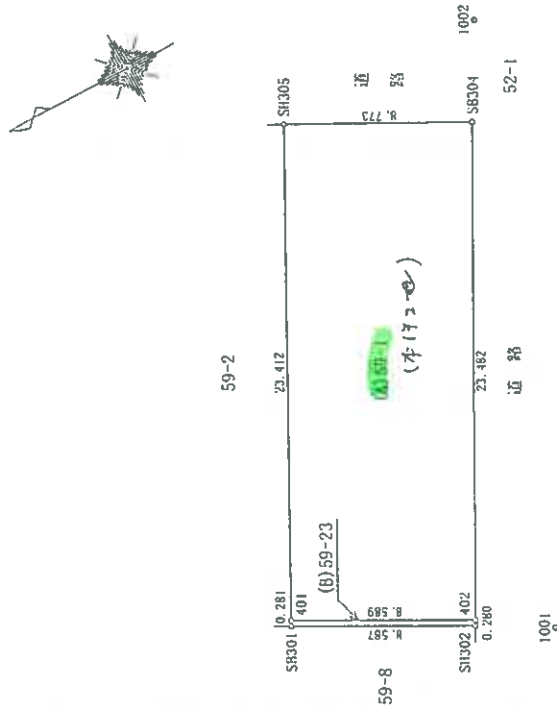
地番	(B) 59-23	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
境界点	境界線	-193053.518	33216.090	-245865.424160	8.587
SB301	既設金属標	-193061.053	33211.962	-254702.536578	0.280
SB302	既設金属標	-193061.187	33212.208	245836.763616	8.589
401	新設金属標	-193053.651	33216.328	254736.019432	0.281
			符号積	4.822310	
			地積	2.4111550	
			地積	2.41	m ²

(*) = 永続性のある標識

合計 205.9450370

基準点名称及び座標値

基準点名称	X座標	Y座標
28381 (都市再生街区補助点)	-193010.243	33301.943
28382 (都市再生街区補助点)	-193088.155	33259.503
28379 (都市再生街区補助点)	-193040.713	33373.900
1001 (金属標)	-193064.227	33210.101
1002 (金属標)	-193074.871	33237.012



測量年月日	令和2年4月2日
座標系	世界測地系
	都市再生街区基準点使用

測量機器 ① 石川 プラスチック製 コンクリート製 ② 金属標 ③ 銅板 ④ 銅板 ⑤ 銅板 ⑥ 銅板 ⑦ 銅板 ⑧ 銅板 ⑨ 銅板 ⑩ 銅板

作成者 土地測量士

申請人

縮尺 1/250

令和2年4月3日作成

(広島県土地測量士会 用紙)

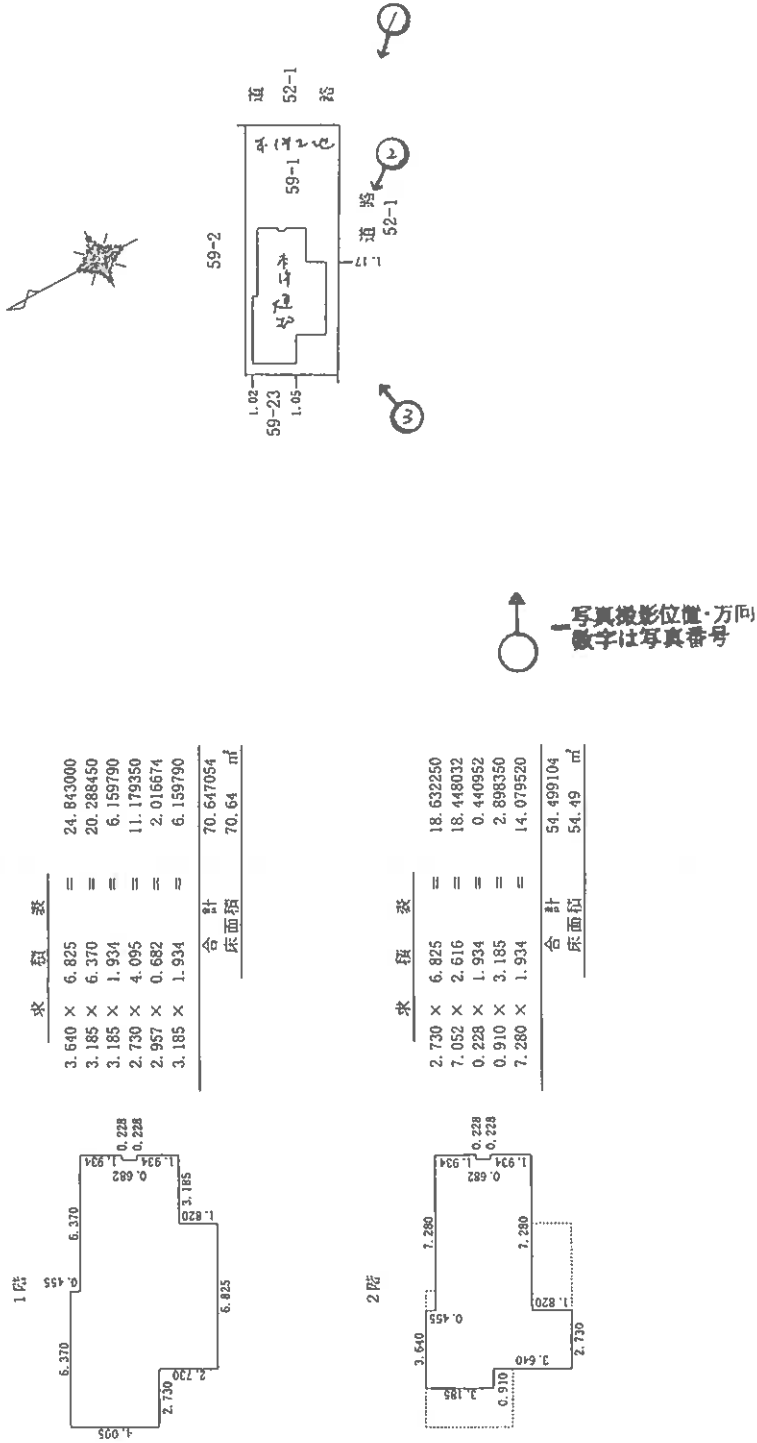
縮小 (A3→A4)

面 圖 物 建

建 物 圖 面 圖

圖面階各

家屋番号	59番1の1
建物の所在	呉市吉浦本町一丁目59



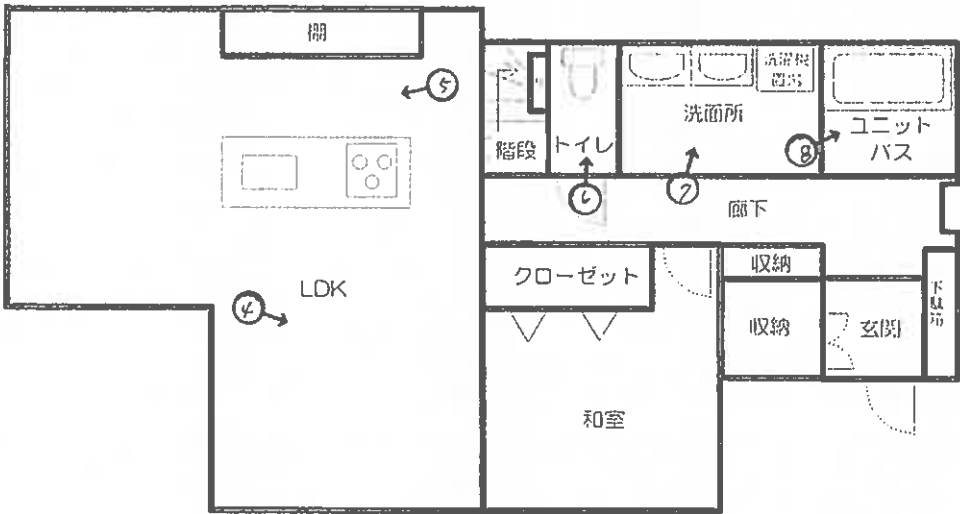
写真撮影位置・方向
数字は写真番号

作成者	土地家屋調査士	縮尺	1 / 250	申請人	縮尺	1 / 500
-----	---------	----	---------	-----	----	---------

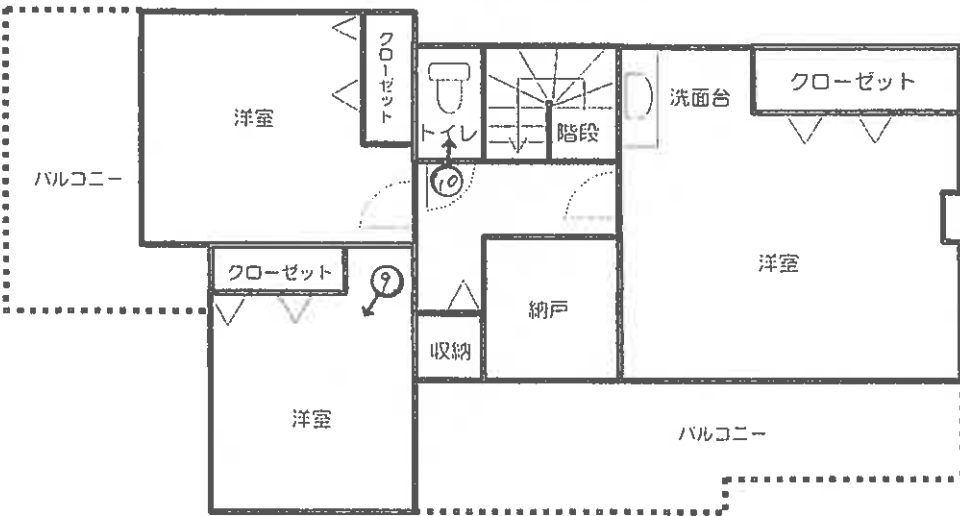
(公忠県土地家屋調査士会用品)

物件2

1階



2階



建物床面積

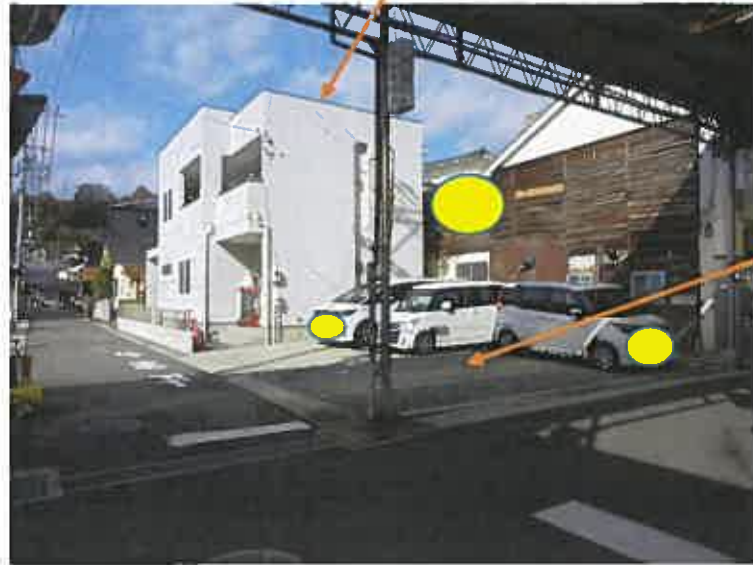
1階	70.64㎡
2階	51.49㎡
延べ	125.13㎡

↑ 写真撮影位置・方向
— 数字は写真番号



写真 1

本件建物



本件土地

写真 2

本件建物



本件土地

写真 3

本件建物



本件土地

写真4 (本件建物 1階)



写真5 (本件建物 1階)

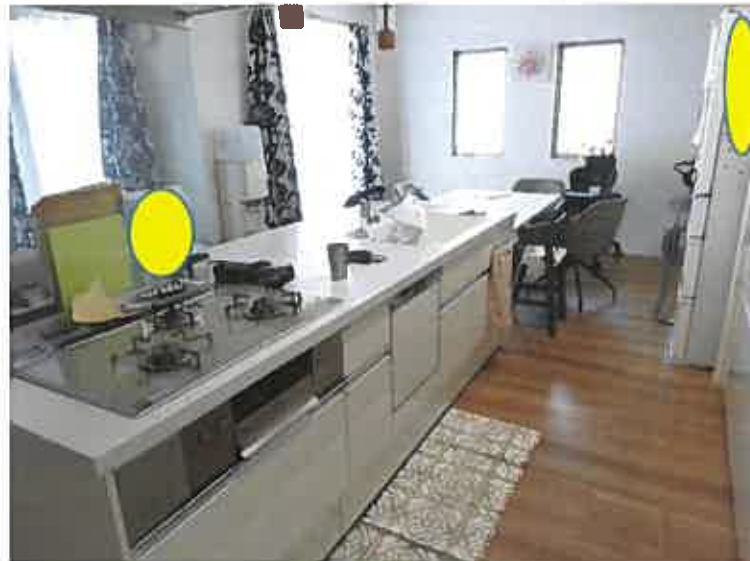


写真6 (本件建物 1階)



写真7 (本件建物 1階)



写真8 (本件建物 1階)



写真9 (本件建物 2階)



写真10 (本件建物 2階)



令和 6 年 (ケ) 第 148 号
令和 7 年 4 月 10 日 現地調査
令和 7 年 4 月 14 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

田原 俊一郎

印

第1 評価額

一括価格	
金 16,158,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 3,497,000円
物件2 (建物)	金 12,661,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	呉市吉浦本町一丁目 5 9 番 1 宅地 203.53㎡	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	呉市吉浦本町一丁目5 9 番地 1 5 9 番 1 の 1 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 70.64㎡ 2階 54.49㎡ 延べ 125.13㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 呉線「吉浦」駅の北方・直線距離約 130m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	付近は、店舗や一般住宅等が建ち並ぶ商住混在地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 近隣商業地域 80% 300% 準防火地域 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規模 203.53 m ²	間口 約 8.8 m 奥行 約 23.5 m 形状 ほぼ長方形 接面状況 角地 その他 地勢ほぼ平坦
接面道路の状況	東側 約 5.3 m 舗装 県道 高低差 ほぼ等高 ※呉市建築指導課にて、建築基準法上の道路(法42条1項1号)である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 南側 約 4 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高 ※呉市建築指導課にて、建築基準法上の道路(法42条1項1号)である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。	
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は店舗等。 目的外建物 なし。	
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。

特 記 事 項	敷地の一部が都市計画道路予定区域である。なお、買受希望者自身による確認が必要である。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：令和 2 年 8 月 25 日 新築 経 過 年 数：約 5 年 経済的残存耐用年数：約 20 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： タイル貼り等 内 壁： クロス張り等 天 井： クロス張り等 床： フローリング等 設 備： 電気、給排水等 その他： 特になし。
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：住宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	優る
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ 床、内壁等に汚れあり。 ・ 内壁にひび割れあり。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	74,100	0.92	203.53	1.00	1	13,875,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員5.3m舗装県道に略等高接面する地積約180㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価調査価格（呉（県）5-4）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
78,600	$\frac{99}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{105}$	74,100

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

角地	1.02
敷地の一部が 都市計画道路 予定区域	0.90
相乗積	0.92

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	210,000	125.13	0.57	1	14,978,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
5 年	20 年	25 年

残価率	観察減価
5 %	30 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.57$$

エ 持 分：共有持分 (完全所有権の場合は 1 と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	13,875,000	0.55 法定地上権	7,631,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 55 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	13,875,000	- 7,631,000		0.80	0.70	3,497,000
2	14,978,000	+ 7,631,000	1.00	0.80	0.70	12,661,000
一括価格 (合計)						16,158,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 地域における不動産需要が極めて低調であることを考慮。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（呉（県）5-4）

所 在 : 呉市吉浦本町1丁目6番1「（吉浦本町1-3-21）」
価 格 : 78,600円/㎡
位 置 : JR呉線「吉浦」駅 北方 道路距離 約 70mに位置する。
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 111㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 南東側5.5m県道
用 途 指 定 等 : 近隣商業地域（建蔽率 80%、容積率 300%）
地 域 の 概 要 : 店舗利用を中心とするアーケードのある商業地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 10,521,483 円（1㎡当たり 51,695 円）、課税地積 203.53 ㎡
物件2 8,573,156 円（1㎡当たり 68,514 円）、課税床面積 125.13 ㎡

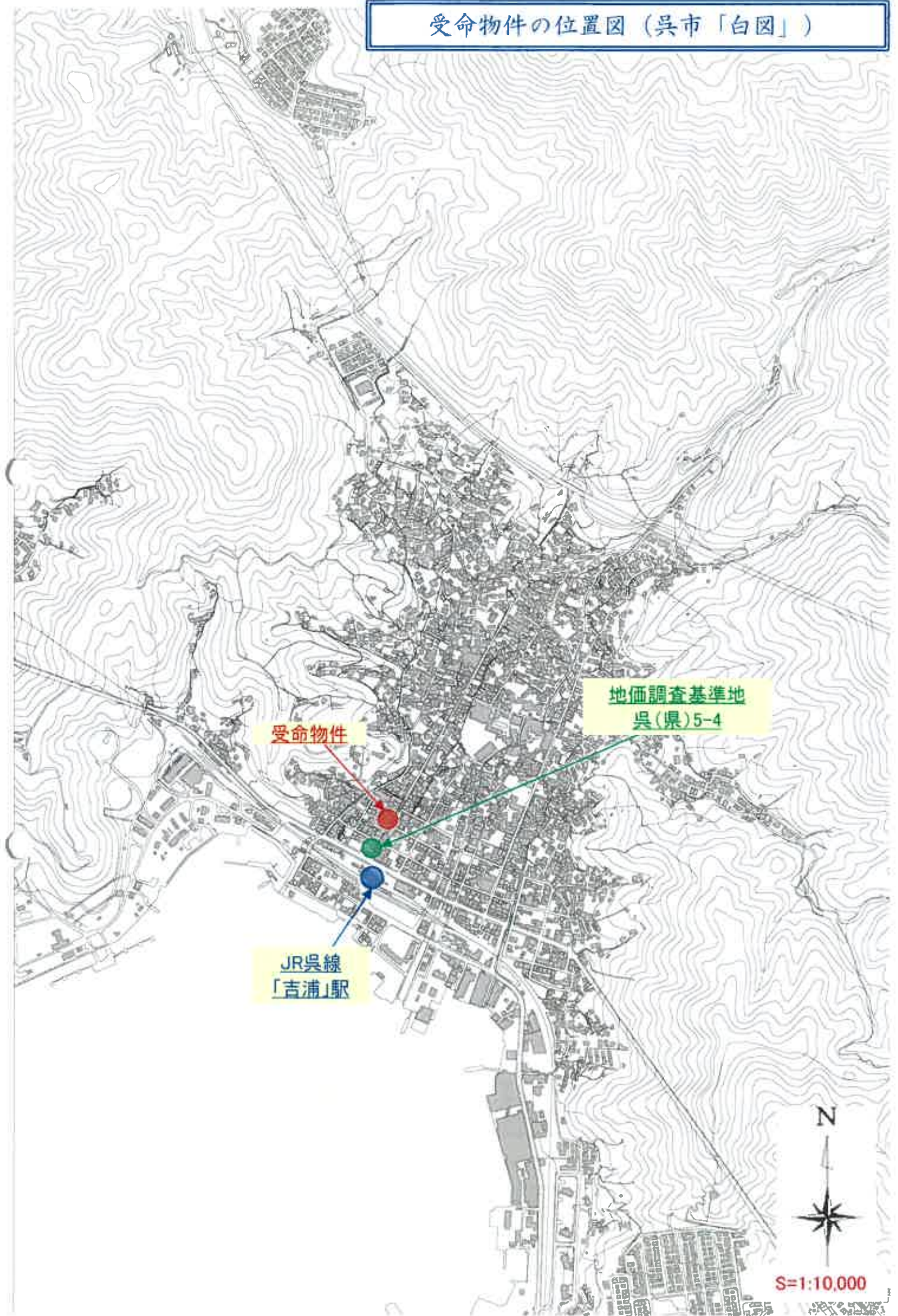
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（呉市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上

受命物件の位置図（呉市「白図」）



公図写し



A4サイズに縮小

土地所在図
地積測量図

地番	59-1, 59-23
土地の所在	呉市吉浦本町 111

座標表積算

地番	(A)59-1					
境界点	境界標	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n - 1)Y_n$		距離
401	新設金属標	-193053.651	33216.328	117253.637840		8.589
402	新設金属標	-193061.187	33212.208	624289.873776		23.482
SB304	既設金属標	-193072.448	33232.814	-11731.833420		8.773
SB305	既設金属標	-193064.717	33236.960	624755.137120		23.412
			倍面積	407.067764		
			地積	203.538820		
				203.53	m ²	

地番	(B)59-23					
境界点	境界標	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n - 1)Y_n$		距離
SB301	既設金属標	-193053.518	33216.080	-245865.424160		8.587
SB302	既設金属標	-193061.053	33211.962	-254702.536578		0.280
402	新設金属標	-193061.187	33212.208	245836.763616		8.589
401	新設金属標	-193053.651	33216.328	254736.019432		0.281
			倍面積	4.822310		
			地積	2.411550		
				2.41	m ²	

②=永続性のある標識

合計 205.9450370

基準点名称及び座標値

基準点名称	X座標	Y座標
28381 (都市再生街区補助点)	193010.243	33301.943
28382 (都市再生街区補助点)	193088.155	33259.503
28379 (都市再生街区補助点)	193040.713	33273.900
1001 (金属標)	193064.227	33210.101
1002 (金属標)	193074.871	33237.012

測量年月日	令和2年4月2日
座標系	世界測地系
	都市再生街区基準点使用



測量者	三井物産株式会社 測量課 測量士 列夫
作成者	
申請人	
縮尺	1/250

令和2年4月3日作成

広島県土地家屋調査士会印紙

A4サイズに縮小

3.640×6.825	$=$	24.843000
3.185×6.370	$=$	20.288450
3.185×1.934	$=$	6.159790
2.730×4.095	$=$	11.179350
2.957×0.682	$=$	2.016674
3.185×1.934	$=$	6.159790
合計		70.647054
床面積		70.64 m ²

合計	54.499104
床面積	54.49 m ²

申請人

1. 縮尺 1/250

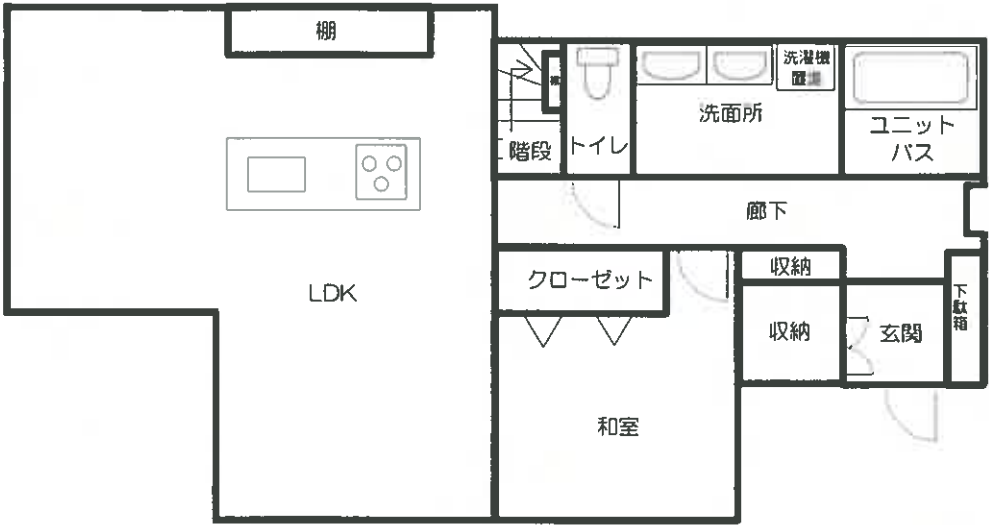
縮尺 1/500

(広島県土地家屋調査士会用紙)

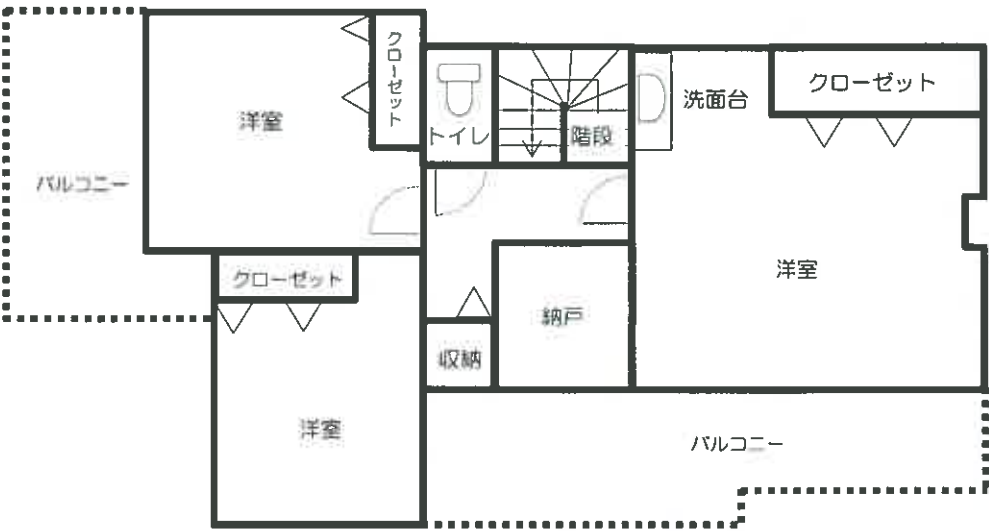
A4サイズに縮小

物件2

1階



2階



建物床面積

1階	70.64㎡
2階	54.49㎡
延べ	125.13㎡

